



日本共産党平塚市議会議員団

団長 松本 敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

幹事長 高山 和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1723 2025年2月2日発行

日本共産党議員団の法律相談

今回は2月21日(金)です

午後2時~4時 (要予約)

● 議員団にご連絡ください。

「物価高の影響を受けている低所得者への支援金」 平塚市は2月上旬に通知を送付

2024年11月22日に閣議決定された「物価高の影響を受けている低所得者への支援金」として、非課税世帯に3万円、さらに非課税世帯のうち子育て世帯に対しては子ども1人当たり2万円が加算されて支給されます。

12月議会で、この交付金が盛り込まれた一般会計補正予算が上程され、そこでの質疑の内容を掲載します。

(質問: 松本敏子議員)

● 今回給付される非課税世帯及び子育て世帯の数を伺う。

(答弁) 12月2日時点での住民基本台帳、および課税情報をもとに算出した。それによると対象世帯は2万9,224世帯、子ども加算に関する人数は3,039人である。

● 対象者にはいつ頃届くのか。

(答弁) これまでの実績で想定すると、対象者への案内通知を送送するのに約1か月程度かかるため、案内通知が届くのは早くとも2月上旬頃になる見込みである。

その後、給付となるが、今回はプッシュ型で給付を予定しているため、通知の内容に変更がなければ、そのまま入金となる。変更がある場合は、一定時間、確認の時間が必要になる。その場合、給付金が届くのは早くとも3月上旬となる。

● 今、低所得の方々は、この物価高に大変苦しんでいる。プッシュ型といっても支給までには丸2か月以上かかるという。是非、物価高に苦しむ方々の手元に1日も早く届くことを求め、質問を終わる。

平塚市住民税非課税世帯向け給付金(3万円)

	非課税世帯の区分	支給手続き
A世帯	「支給のお知らせ」 クリーム色の封筒が 届く世帯	2月上旬に市から「支給のお知らせ」が届きます。申請等の手続は不要です。「支給のお知らせ」に印字された口座に3月上旬頃、自動的に振り込む予定です。 入金口座を変更する場合、給付金の受給を辞退する場合は、令和7年2月17日(月曜日)までに給付金コールセンターまでご連絡ください。
B世帯	「確認書」 桃色の封筒が届く世帯	2月上旬に市から「確認書」が届きます。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、 令和7年5月31日(土曜日)(当日消印有効) までに返信用封筒で郵送申請してください。「確認書」の返送から振込まで1か月程度かかる見込みです。(書類の不備がない場合に限りです。)
C世帯	申請が必要な世帯	市から「支給のお知らせ」や「確認書」が届かない世帯であっても、給付金の支給要件を満たしていれば、申請することで支給対象となる場合があります。

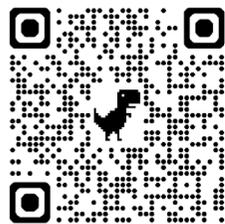
C世帯 の場合の注意点

下記のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象となる場合がありますので、コールセンター(0120-611-691)へお問合せください。

- * 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している世帯
- * 措置入所児童、措置入所等障害者・高齢者、無戸籍者に該当する場合
- * 令和6年12月14日以降に生まれたこどもがいる場合
- * 同一世帯でないが、生計を同一にしている18歳以下のこどもがいる場合
- * 単身赴任等をしていて、18歳以下のこどもが別住所にいる場合
- * 令和6年1月1日の時点では、婚姻状態で住民税均等割課税配偶者に扶養されていたが、基準日までに離婚し別世帯となっている場合又は、基準日以降申請期限までに子を連れて離婚し別世帯となっている場合
- * 令和6年1月1日の時点では、住民税均等割課税者に扶養されていたが、基準日前にその扶養者が死亡又は行方不明となっている場合
- * 修正申告等により、基準日の翌日以降に令和6年度住民税が均等割非課税となった場合
- * 世帯の中に、住登外課税者がいる場合
- * 世帯変更等により令和6年12月13日以降に世帯状況が変わった場合

平塚市地域防災計画(地震災害・風水害対策計画) 改訂素案に係るパブリックコメント募集

平塚市は国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の見直しや、近年、国内で発生した自然災害への対応等を踏まえ、本市の防災・減災対策の実効性を高める各種施策の充実・強化を図るため、平塚市地域防災計画(地震災害対策、風水害等対策計画)を改訂することから、パブリックコメントを募集しています。



詳細はこちらから
ご覧ください。

災害事例を踏まえた見直し (1)能登半島地震より、 地震災害対策計画について

ア. 受援体制の強化・派遣した市職員の報告から、「被災自治体が派遣職員を効果的に活用して災害対応を進めるために」必要な見直し

イ. 防災意識の普及啓発

・被害を受けた建物の多くが旧耐震家屋であったことから建築物の耐震化促進や家具の固定、初期消火の重要性を啓発、また、ライフライン途絶の長期化による避難生活の困難さから、平時からの水、トイレ、食料等の備蓄に関する知識の普及啓発の必要性による見直し

(2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表より、地震災害対策計画について

ア. 南海トラフ地震臨時情報に関する知識の普及

・令和6年8月に初めて、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたが、市民、企業等の認知度が低く、市民がとるべき対応を繰り返し啓発する必要があるため

イ. 東海地震に係る地震防災強化計画の削除

・東海地震のみに着目した情報から、「南海トラフ地震臨時情報」の運用に変わってきたため

(3)台風第10号に伴う大雨より、 風水害等対策計画について

ア. 本市の既往最大の降水量の更新及び風速を追加

・令和6年台風第10号により既往最大の降水量(10分間降水量で、8月16日:18mm、8月24日:24.5mm)が更新され、風水害への対応においても既往最大の風速(※瞬間最大風速42.5m/s)を意識することが必要であるため ※平塚市役所で観測

イ. 第4章の「災害時の応急対策」に、風水害時の避難に関する基本姿勢や避難行動の分類、留意事項を追加。

●(1)から(3)に抜粋したように、国の計画変更、および能登半島地震や近年多発している豪雨災害などから得た教訓をもとに見直しが行われています。平塚市の実態から見たご意見をお寄せください。

平塚市文化公園会館(現在の教育会館)を 有料化する案が3月議会に上程予定

1月17日に行われた定例行政報告会(議員向けの行政報告)で、平塚市勤労会館、青少年会館を閉鎖し、現在の教育会館に統合することから、教育会館の名称を「平塚市文化公園会館」に変更し、会議室は有料化するとの説明がありました。

皆様のご意見をお寄せください。

「平塚市文化公園会館」の運用案

(1)開館 9時～21時
第1・3月曜日、12月29日～1月3日は休館とする)

(2)利用
2時間単位とし、利用枠を増やす

(3)優先団体
勤労者団体、青少年関係団体、教育関係団体等の施設の設置目的に合った団体は、優先団体として先行予約を受け付ける。
使用料は現行と同程度の負担となるよう減免を行う。

(4)その他
会議室の利用は、会議・研修・講習等が原則。

運動、音楽、飲食を中心とするものは禁止。(ただし、会議に伴う飲食等は認める予定)

(5)参考
予約時期(公共施設予約システムによる利用申し込み)

優先団体

利用3か月前(抽選)

市内の一般団体

利用2か月前(先着順)

市外の一般団体

利用1か月前(先着順)

フロア	会議室名	利用可能人数	使用料/枠
1階	A1会議室	20人	700円
	A2会議室	16人	500円
2階	B1会議室	12人	400円
	B2寛喜室	16人	500円
	C会議室	20人	700円
3階	大会議室	100人	1800円

今後のスケジュール

- 令和7年3月議会に条例案を上程
- 令和8年2月 教育会館改修工事完了
- 令和8年3月 勤労会館、青少年会館を閉鎖
- 令和8年4月1日 平塚市文化公園会館として供用開始(条例施行)
施設は産業振興課の所管ですが、管理運営は教育研究所に委任予定。

以上